

通所介護・第1号通所事業 重要事項説明書

2025年10月1日からの通所介護・第1号通所事業のサービス内容となります。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	ケアパートナー株式会社
主たる事務所の所在地	〒108-0075 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー21階
代表者（職名・氏名）	代表取締役社長 ○○
設立年月日	1999年2月1日
電話番号	電話 03（6404）8111

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケアパートナー高石	管理者	○○
サービス種類・単位/定員	通所介護・第1号通所事業 1単位定員35人、2単位定員10名		
事業所の所在地	〒592-0012 大阪府高石市西取石8-6-25		
電話番号・FAX	電話 072-267-1470 FAX 072-267-1477		
指定年月日	(介護)平成28年12月1日(第1号通所事業)平成29年4月1日		
事業所番号	(介護)2775301191	(第1号通所事業)2775301191	
通常の事業の実施地域	高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、堺市西区		

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	住み慣れた環境や地域において、お客様が自立した暮らしを営めるよう援助致します。
運営の方針	ケアパートナーは、お客様の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、お客様の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

お客様の通所介護計画等に沿った、送迎・身体介護・食事の提供・入浴、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や必要な生活上の世話及び機能訓練を実施致します。

5. 営業日時

営業日	月曜日～日曜日（祝日含む）・原則第三日曜日を営業日とする。ただし、利用者の要望等に応じて第1, 2, 4, 5日曜日のいずれかに営業日を変更することがある。 ・ただし、12月30日～1月3日は除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時15分から午後16時30分まで

6. 事業所の職員体制 管理者 常勤1名

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤兼務2人	介護職員	常勤専従3人、常勤兼務3人、非常勤専従2人、非常勤兼務4人
看護職員	常勤1人、非常勤4人	機能訓練指導員	常勤1人、非常勤4人

7. 利用料

サービスを利用した場合の利用料及び支払方法等は重要事項説明書別紙（利用料金表）のとおりであり、お支払いいただく「お客様負担金」は、原則として利用料に介護保険負担割合証に記載されたお客様ごとの負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

8. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を設置しています。 虐待防止に関する責任者 管理者 ○○
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体拘束防止

サービスの提供にあたっては、当該お客様又は他のお客様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のお客様の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合、①緊急性②非代替性③一時性の要件を満たしていることを、カンファレンスにて確認の後、お客様及び家族等（後見人含む）に説明し、同意を得た上で、その実施状況や時間等について、経過観察記録を作成し保管いたします。

① 緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、お客様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
② 非代替性	身体拘束以外に、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
③ 一時性	お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 個人情報の保護及び秘密の保持

事業所は、お客様及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業所が得たお客様及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、お客様の個人情報を用いる場合はお客様の同意を、お客様の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

11. 緊急時対応

サービス提供中に、お客様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、お客様が予め指定する連絡先にも連絡します。

12. 事故発生時対応

お客様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、お客様の家族、お客様に係るサービス事業者（地域包括支援センターより第1号通所事業の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

・加入保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社 ・保険の内容 賠償責任保険

13. サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、契約終了後5年間保存します。
- ② お客様は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

通所介護・第1号通所事業 重要事項説明書

2025年10月1日からの通所介護・第1号通所事業のサービス内容となります。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	ケアパートナー株式会社
主たる事務所の所在地	〒108-0075 東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー21階
代表者（職名・氏名）	代表取締役社長 ○○
設立年月日	1999年2月1日
電話番号	電話 03（6404）8111

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケアパートナー高石	管理者	○○
サービス種類・単位/定員	通所介護・第1号通所事業 1単位定員35人、2単位定員10名		
事業所の所在地	〒592-0012 大阪府高石市西取石8-6-25		
電話番号・FAX	電話 072-267-1470 FAX 072-267-1477		
指定年月日	(介護)平成28年12月1日(第1号通所事業)平成29年4月1日		
事業所番号	(介護)2775301191	(第1号通所事業)2775301191	
通常の事業の実施地域	高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町、堺市西区		

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	住み慣れた環境や地域において、お客様が自立した暮らしを営めるよう援助致します。
運営の方針	ケアパートナーは、お客様の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、お客様の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

お客様の通所介護計画等に沿った、送迎・身体介護・食事の提供・入浴、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や必要な生活上の世話及び機能訓練を実施致します。

5. 営業日時

営業日	月曜日～日曜日（祝日含む）・原則第三日曜日を営業日とする。ただし、利用者の要望等に応じて第1, 2, 4, 5日曜日のいずれかに営業日を変更することがある。 ・ただし、12月30日～1月3日は除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時15分から午後16時30分まで

6. 事業所の職員体制 管理者 常勤1名

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤兼務2人	介護職員	常勤専従3人、常勤兼務3人、非常勤専従2人、非常勤兼務4人
看護職員	常勤1人、非常勤4人	機能訓練指導員	常勤1人、非常勤4人

7. 利用料

サービスを利用した場合の利用料及び支払方法等は重要事項説明書別紙（利用料金表）のとおりであり、お支払いいただく「お客様負担金」は、原則として利用料に介護保険負担割合証に記載されたお客様ごとの負担割合に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

8. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を設置しています。 **虐待防止に関する責任者 管理者 ○○**
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体拘束防止

サービスの提供にあたっては、当該お客様又は他のお客様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のお客様の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合、①緊急性②非代替性③一時性の要件を満たしていることを、カンファレンスにて確認の後、お客様及び家族等（後見人含む）に説明し、同意を得た上で、その実施状況や時間等について、経過観察記録を作成し保管いたします。

① 緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、お客様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
② 非代替性	身体拘束以外に、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
③ 一時性	お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10. 個人情報の保護及び秘密の保持

事業所は、お客様及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業所が得たお客様及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、お客様の個人情報を用いる場合はお客様の同意を、お客様の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

11. 緊急時対応

サービス提供中に、お客様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、お客様が予め指定する連絡先にも連絡します。

12. 事故発生時対応

お客様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、お客様の家族、お客様に係るサービス事業者（地域包括支援センターより第1号通所事業の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

・加入保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社 ・保険の内容 賠償責任保険

13. サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、契約終了後5年間保存します。
- ② お客様は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

